

## 鳥取大学農学部教員選考基準

平成19年 3月20日  
鳥取大学農学部規則第4号

第1条 鳥取大学農学部における教授，准教授，講師及び助教（以下「教員」という。）の選考は，「鳥取大学教員選考基準（昭和31年鳥取大学規則第7号）」に定めるもののほか，この基準によるものとする。

第2条 生物資源環境学科（附属フィールドサイエンスセンター及び附属菌類きのこ遺伝資源研究センターを含む。以下同じ。）の教授の選考は，次の各号に該当する者について行う。

一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者又は研究上の業績が博士の学位を有する者に準ずると教授会が認めた者

二 研究業績について，別表第1に定める基準を満たしている者

2 前項の規定にかかわらず，前項第2号の基準に準ずる研究業績を有しており，かつ，過去5年間に次の各号に掲げる教育，地域貢献，管理・運営等の優れた個人業績を有し，前項第2号の基準に準ずる資格を有すると教授会が認めた者を該当者とすることができる。

一 教育業績（授業評価及び教育負担）

二 学内外における重要な委員会委員の兼務（2年以上）

三 国内外における著名な教育・研究プロジェクト，研究等の共同事業並びに産官学共同プロジェクトの主催

四 学会賞受賞（国際学会あるいは全国規模の学会に限る。）

五 特許申請

六 その他教授会が適当と認めた業績

第3条 生物資源環境学科の准教授の選考は，次の各号に該当する者について行う。

一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者又は研究上の業績が博士の学位を有する者に準ずると教授会が認めた者

二 研究業績について，別表第1に定める基準を満たしている者

第4条 生物資源環境学科の講師の選考は，次の各号に該当する者について行う。

一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者又は研究上の業績が博士の学位を有する者に準ずると教授会が認めた者

二 研究業績について，別表第1に定める基準を満たしている者

第5条 生物資源環境学科の助教の選考は，次の各号に該当する者について行う。

一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者又は研究上の業績が博士の学位を有する者に準ずると教授会が認めた者

二 研究業績について，別表第1に定める基準を満たしている者

2 前項の規定にかかわらず，前項の基準に準ずる資格を有すると教授会が認めた者を該当者とすることができる。

第6条 共同獣医学科（附属動物医療センター，附属鳥由来人獣共通感染症疫学研究セン

ター及び附属共同獣医学教育開発推進センターを含む。以下同じ。)の教授の選考は、次の各号に該当する者について行う。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
  - 二 研究業績について、別表第2に定める基準を満たしている者
- 2 前項の規定にかかわらず、臨床獣医学講座の教授の選考においては、前項第2号の基準に準ずる研究業績を有しており、かつ、過去5年間に次の各号に掲げる教育、地域貢献、管理・運営等の優れた個人業績を有し、前項第2号の基準に準ずる資格を有すると教授会が認めた者を該当者とするすることができる。
- 一 教育業績（授業評価及び教育負担）
  - 二 動物臨床における業績（診断技術の開発など）
  - 三 国内外における著名な教育・研究プロジェクト、研究等の共同事業並びに産官学共同プロジェクトの主催
  - 四 特許申請
  - 五 その他教授会が適当と認めた業績

第7条 共同獣医学科の准教授の選考は、次の各号に該当する者について行う。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- 二 研究業績について、別表第2に定める基準を満たしている者

第8条 共同獣医学科の講師の選考は、次の各号に該当する者について行う。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
  - 二 研究業績について、別表第2に定める基準を満たしている者
- 2 前項の規定にかかわらず、臨床獣医学講座の講師の選考においては、前項第2号の基準に準ずる資格を有すると教授会が認めた者を該当者とするすることができる。

第9条 共同獣医学科の助教の選考は、次の各号に該当する者について行う。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
  - 二 研究業績について、別表第2に定める基準を満たしている者
- 2 前項の規定にかかわらず、前項の基準に準ずる資格を有すると教授会が認めた者を該当者とするすることができる。

附 則（平成19年3月20日鳥取大学農学部規則第4号）

- 1 この基準は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 鳥取大学農学部における助教の選考に関する基準（平成18年12月18日鳥取大学農学部規則第23号）は、廃止する。

附 則（平成22年3月1日鳥取大学農学部規則第2号）

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月4日鳥取大学農学部規則第8号）

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年11月18日鳥取大学農学部規則第12号）

この基準は、平成25年11月18日から施行する。

附 則（平成26年3月10日鳥取大学農学部規則第7号）

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

(別表1) 生物資源環境学科における研究業績の基準

職 種	著書及び学術論文総数	左のうち最近5年間に発表された著書及び学術論文
教 授	20編以上	5編以上
准教授	10編以上	3編以上
講 師	8編以上	3編以上
助 教	3編(筆頭)以上	

(1) 学術論文とは、レフェリー制のある学術雑誌(大学・研究所紀要を除く。)に掲載されたものとする。

(別表2) 共同獣医学科における研究業績の基準

職 種	学術論文総数	左のうち最近5年間に発表された学術論文
教 授	30編以上 (筆頭著者10編以上)	7編以上(筆頭著者4編以上)
准教授 講 師	10編以上 (筆頭著者5編以上)	3編以上(筆頭著者2編以上)
助 教	3編(筆頭)以上	

(1) 学術論文とは、Current contentsあるいはPubMed(Medline)に収録されている雑誌(和文論文、大学・研究所紀要並びに総説を除く。)に掲載されたものとする。

ただし、臨床獣医学講座における学術論文とは、レフェリー制のある学術雑誌(大学・研究所紀要を除く。)に掲載されたものとする。

(2) Corresponding authorは筆頭著者と同等に取り扱う。また、共著者であっても論文における貢献度が筆頭著者と同等又は準ずると明記してある場合は、筆頭著者とみなす。